

1. 令和3年発生災害の概要について
2. 新たな制度等のお知らせ
○主な運用や連絡事項等について
3. 災害復旧事業の制度
4. 災害復旧の主な流れと申請前の留意点
5. 災害査定の留意点
6. 災害査定のチェックポイント
○道路災、河川災、応急工事について
7. 災害採択後の被災について(事例研究)
- 8. その他**

設計変更について

○負担法施行令第7条に定義される

「災害復旧事業費の事業費の決定」となった設計を変更するものであり、
軽微な変更を除いて、大臣の同意が必要

→ 毎年、多数の重大変更手続きの漏れが発生、災害復旧事業
担当者は、同意の要件を事前に確認する

○変更理由は、以下に示すものでやむを得ないと認められるものでなければならない

- ①水勢又は地形の変動
- ②誤測又は違算
- ③物価の変動
- ④増破
- ⑤その他①～④に類する事由

→ 上記の理由に該当しないものは、変更の対象とならない

合併施行

○災害復旧事業と他の事業を合併して施行することをいい、大臣の同意が必要

①災害復旧事業の目的を達していること

②合併施工により施設の効用が増大すること

→ 設計変更時の条件により、実施単価更正分まで災害費を優先支出（それ以外は他の事業費）

→ 合併を行わずに他の事業と一体で施工(発注)する場合(合冊)は、災害費と他の事業費でアロケして支出

廃工（事業の廃止）

○**状況変化等**によりやむを得ず廃工せざるを得ない場合、地方公共団体の長は国土交通大臣に速やかに報告する

状況変化等とは、**他事業による施行、用地交渉不調、被災少、実施設計後限度額未満**などである

[留意点]

他事業による施行の場合

他の事業計画の工程上、廃工より設計変更で程度低下工事による対処することが適当な場合があるうち

“被災少”の場合、施設が現地の再度精査の結果、被害なく土砂埋塞していただいただけであったものが目立つ

※H26年度から被災が確認出来る部分のみ査定決定している

再調査

○過年発生災害の**第3年度日**に、状況の変化に応じて自治体が事業実施できるよう**事業費の見直しを行う調査**

再調査により行われることは. . .

- 状況の変化を勘案して、**単価を更正し、設計の変更を行う等残工事**について**工事費の更正決定**を行う
- 既に**施行済の工事費**について**竣功額**を基本に**更正決定**を行う



再調査の対象となった年災の決定工事費の総額が、再調査で更正決定されるということ

[留意点]

当該調査を経て最終的な予算措置を行うため、申請にあたっては再調査後に大幅な変動が生じないような内容にする

成功認定

成功認定

国庫負担の対象となった**災害復旧事業**が法令に定められたとおりに執行され、**交付決定どおりその目的を達しているかどうかを検査し、成果を確認して最終的に精算事業費を確定してこれに対する国の負担金を認定すること**

- **一部成功認定**：一会計年度ごとに施行された事業を対象
- **全部成功認定**：全部完了した一つの年災を対象（一部成功認定の総集計）返還等の精算を最終年度で行う

要綱 査定方針、申し合わせ事項

要綱 当初S31.12.10 最終改正H28.4.1 事務次官通知

法律、政令、規則等で必ずしも明らかになっていない基準について、それまでの経験をもとに初めての者でも災害復旧事業に従事できるように明文化したものの

査定方針 当初S32.7.15 最終改正R3.5.19 局長通知

要綱によってもなおかつ、生じる査定官、検査官の個人差をなくすために査定業務に絞って、具体的な数字などを用いて採択基準をより具体的に示したものの

申合事項 当初S40.6.16 最終改正R3.5.19 防災課

財務省と国土交通省との間で査定時に問題となった事項でその都度協議了解に至った事項

未満災は、工事竣工後1年以内に被災した施設で、あきらかに

① 設計の不備

② 工事施工の疎漏 に起因して生じたもの

(完了検査等で手直し、補強工事を指摘され、工事が未完了のものを含む)

この場合は、災害復旧事業として採択しない

のみ災とは、**維持工事**で対応すべき復旧

- 軽微な亀裂の修繕のみ
- ブロックの補充や狂いの補正のみ
- 漏水のみ（漏水止めの応急手当なし）
- 捨て石の補充のみ ● C o、碎石の間詰めや充填のみ
- 木工沈床の軽微な破損の修繕のみ など

Disaster Restoration

わかりやすい
災害復旧関係事業の
あらまし



Contents

- 1. 災害復旧事業のあらまし 1
- 2. 災害復旧事業の流れ 3
- 参考-1 国土交通省全体の災害復旧関係事業のあらまし 17
- 参考-2 国土交通省 20
- 参考-3 大規模災害時査定方針 21

Disaster Restoration

わかりやすい災害復旧関係事業のあらまし

参考図書を紹介

- ・「災害関係法令集」 (公社) 全国防災協会発行
- ・「国土交通行政ハンドブック」 大成出版社発行
- ・「災害手帳」 (一社) 全日本建設技術協会発行
- ・「河川ハンドブック」 (公社) 日本河川協会発行
- ・「防災復旧事業の手引き(第2版)」 (公社) 全国防災協会発行

わかりやすい災害復旧関係事業のあらまし 令和2年8月版

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課
(問合せ先) 基幹係 03-5263-8111(代)



入札形態に応じた災害復旧工事の取扱いの明文化

○突発的に発生する災害に対し、迅速に災害復旧事業を実施していくためには、入札形態(一般競争入札、指名競争入札、随意契約)に応じて、対象工事の範囲を事前に入札取扱規程等において、明文化しておくことが重要。

明文化によるメリット

- ・ 入札形態の決定までの検討時間を短縮できる。
- ・ 入札公告の短縮や緊急性に応じた適切な入札方式を選択すること等により、入札及び契約に要する時間を短縮できる。
- ・ 入札プロセスの透明性の向上

総 括 調 査 票		
調査事業名 (32) 災害復旧等事業		
<h3>②調査の視点</h3> <p>1. 入札形態に応じた事前の対象事業の明文化について</p> <p>国土交通省は、突発的に発生する災害に対して、迅速に事業を実施できるよう、入札契約方式の選定の基本的な考え方を盛り込んだ「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」を予め策定して、災害復旧工事を発注している。</p> <p>そして、各地方公共団体に対し、同ガイドラインを参考周知しており、今回の調査で、各地方公共団体における入札形態の事前の対象事業の明文化の取組状況を把握する。</p> <p>2. 円滑な工事実施のための工夫について</p> <p>災害復旧等事業は、その性質上、より迅速な事業実施が求められている。</p> <p>今後の早期の事業実施に向けた課題や災害復旧工事を効率的に行うために実施している工夫等を各地方公共団体から調査する。</p> <p>【調査対象年度】 平成28年度～令和元年度</p> <p>【調査対象先数】 道府県：46先(うち回収 46先) 市町村：681先(うち回収 676先) 合 計：727先(うち回収 722先) 発注件数：40,626件 ※平成28年～30年発生の災害により被災した河川・道路の災害復旧工事を実施した地方公共団体を調査対象とした。 (査定額：20百万円以上)</p>	<h3>③調査結果及びその分析</h3> <p>1. 入札形態に応じた事前の対象事業の明文化について</p> <p>(1) 契約方式毎の契約状況 一般競争入札以外の入札形態(指名競争入札・随意契約)で工事を発注した件数は、全体の75%(平成28年度～令和元年度実績の合計)【図1】を占めていた。(全地方公共団体における災害復旧事業を含めた公共工事全体では、59%(平成30年度実績)が一般競争入札以外の入札形態となっている。)</p> <p>一般に、入札及び契約に要する期間は、随意契約<指名競争入札<一般競争入札の順であり、迅速性が求められる災害復旧工事においては、一般競争入札以外の入札形態が多く選択されたと考えられる。</p> <p>(2) 事前の明文化の状況 事前に一般競争入札以外の契約方式で実施する工事範囲を明文化していた地方公共団体は、全体の64%【図2】であった。また、災害復旧に係る明文化の内容は、応急(緊急)復旧については随意契約、本復旧については指名競争入札を規定しているものが多かった。</p> <p>復旧の緊急性に応じた入札形態を明文化することにより、円滑に入札方式を選択できるとともに、入札プロセスの透明性も確保されることが期待される。また、災害の規模が大きくなり入札件数が増える程、地方公共団体の事務量も増大するため、明文化の効果もより発現すると考えられる。</p> <p>2. 円滑な工事実施のための工夫について</p> <p>調査を行った地方公共団体のうち、6割は何らかの課題を認識しており、 ・地方公共団体の技術職員の経験不足 ・「発注基準や業者選定等の発注方法」や「他地域における類似災害の工事事例」等の他の地方公共団体の取組を参考としたいが機運の連携をとることが難しい といった課題を挙げている地方公共団体も見受けられた。こうした課題は、大規模災害になる程、顕著になると考えられ、平時から、災害時の円滑な事業実施に向けた外部支援体制の構築や、発注者間の連携体制を確保していくことが重要と考えられる。</p> <p>他方、「発注単位の見直しや施工時期調整によりコスト縮減等が図れた」、「地元建設業協会と災害協定を締結し、応急復旧工事に早期に着手できた」などの事例も見られた。</p>	<h3>④今後の改善点・検討の方向性</h3> <p>1. 入札形態に応じた事前の対象事業の明文化について</p> <p>発注者は、入札形態に応じて、突発的に生じる災害復旧工事も含め対象工事の範囲を事前に規程等において定めることにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札形態の決定までの検討時間を短縮できること ・ 入札公告の短縮や緊急性に応じた適切な入札方式を選択すること等により入札及び契約に要する時間を短縮できること ・ 入札プロセスの透明性が向上するものと考えられること <p>から、国土交通省は、各地方公共団体に対して、明文化について周知と助言を行っていくべきである。</p> <p>2. 円滑な工事実施のための工夫について</p> <p>早期の事業実施に向けた課題として、地方公共団体の技術職員の経験不足や発注者間の連携が不十分である場合があることを踏まえ、国土交通省は、災害時の円滑な事業実施に向けて、地方公共団体に対し、災害復旧事務に豊富な知見を有する者による外部支援体制づくりに向けた取組を促していく必要がある。</p> <p>また、発注者間における工事の時期・箇所・工程等の情報の共有や事業実施にあたっての課題への対応策を検討する場を設けるなど、発注者間の連携体制の構築に取り組んでいく必要がある。</p>

災害復旧等事業における
予算執行調査結果より
(R2.10.7財務省公表資料)



災害時の随意契約の活用等

- 令和元年6月に公共工事品確法が改正・施行され、災害時の緊急度に応じた随意契約等の活用、予定価格の設定に当たっての見積りの活用が法律上明記。
- 災害発生後の緊急対応にあたっては、災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、手続きの透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実に施工が可能な者を選定し、書面での契約を行う。
- 概算数量による発注を行った上で現地状況等を踏まえて契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能。

公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）（令和元年6月7日改正、令和元年6月14日施行）

＜発注者等の責務＞ 第7条 第1項

二 （略）災害により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事等の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

三 災害時においては、手続きの透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。

○入札契約方式の適用の考え方

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧	極めて高い	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性（本店等の所在地、企業の被害状況、近隣の施工状況、実績等）
本復旧	通常の方式によって迅速な対応が可能な場合	指名競争	有資格業者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社（本店）、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧		通常の方式（一般競争・総合評価落札方式他）	

○適用例

【業務】

- ・緊急点検、災害状況調査、航空測量等の発災後の状況把握
- ・下記工事に関連する測量、調査及び設計業務 等

【工事】

- ・道路啓開、がれき撤去、流木撤去等の災害応急対策
- ・段差解消のための舗装修繕
- ・堤防等河川管理施設等の応急復旧
- ・代替路線が限定される橋梁や路面の復旧 等

○災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン

迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争方式等の適用の考え方や手続きにあたっての留意点や工夫、過去の具体的な事例や様式等をまとめている。

（公表URL：http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000434.html）

○問い合わせ先

国土交通省 大臣官房 技術調査課

（参考） ○発注関係事務の運用に関する指針（令和2年1月）

（公表URL：https://www.mlit.go.jp/tec/tec_reiwaunyoshsishin.html） 204

入札形態に応じた災害復旧工事の取扱いの明文化の例

- 明文化する場合の考え方としては、緊急対応が必要な応急復旧工事とそれ以外の本復旧工事に分けて取扱いを規定している例が多い。
- 応急復旧工事は随意契約、一定の期日までに完了する必要がある工事は随意契約や指名競争入札、とする例などが見られる。

契約方式	工事区分	市町村別	考え方
一般競争入札	本復旧	U市	本復旧工事(応急復旧後の工事や応急復旧工事に該当しない災害復旧工事)で、施工期間が限られていない工事や完成日が決められていない工事を対象としている。
		K市	特に緊急ではない予定価格が3,000万円以上の入札を対象としている。
	応急復旧	N町	設計金額1,000万円以上の工事。災害時における応急的な復旧工事など緊急を要してやむを得ない場合を除く。
指名競争入札	本復旧	U市	本復旧工事(応急復旧後の工事や応急復旧工事に該当しない災害復旧工事)で、施工期間が限られている工事や完成日が決められている工事を対象としている。
		O県	随意契約を適用しない本復旧にあつて、一般競争入札に付する時間的余裕がない工事とする。
	応急復旧	S市	一定の期日までに復旧を完了させる必要がある工事を対象としている。
随意契約	本復旧	E県	孤立集落の解消のための橋梁復旧工事など緊急度が極めて高い入札を対象としている。
		K町	迂回路がない等、緊急に施工する必要があるとき。
	応急復旧	O県 H市	天災地変その他予見不可能な緊迫の事態があつて、県(市)民の生命、健康、財産に著しい危険が生じるおそれがあるとき。
		O市	市民の生命、財産、又は生活に深刻な支障を及ぼす恐れがある災害が生じ、緊急に実施する必要があるものを対象としている。
		U市	市民の安全の確保や財産の保全の観点から、被害の最小化や至急の原状回復を目的に、発生直後から直ちに対応が必要な工事を対象としている。



ご清聴
ありがとうございました。